

秋田県告示第220号

秋田県土地利用基本計画（昭和55年秋田県告示第962号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県土地利用基本計画図中農業地域（能代市に係る部分に限る。）、森林地域（秋田市、潟上市及び大仙市に係る部分に限る。）及び自然保全地域（横手市に係る部分に限る。）を別図のとおり変更する。

（「別図のとおり」は省略し、関係図面を秋田県建設部建設政策課に備え置いて閲覧に供する。）